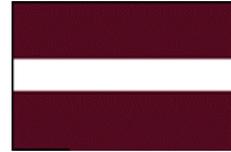


# 源泉所得税の改正のあらまし



## 日ラトビア租税条約関係



平成 29 年 8 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。  
国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!  
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約」（以下「租税条約」といいます。）が平成 29 年 7 月 5 日に発効し、源泉所得税については平成 30 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

これまで、我が国とラトビア共和国の間では租税条約は存在しませんでした。両国の緊密化する経済関係を踏まえ、新たに租税条約が締結されました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、租税条約やこのパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、投資所得（配当、利子、使用料）を中心にその概要を説明したもので、平成 29 年 8 月 23 日現在の法令等に基づいて作成しています。

### 1 配当、利子、使用料について、源泉地国における課税が減免されました。

租税条約では、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について、これらの所得が生じた締約国（以下「源泉地国」といいます。）における課税が、次のとおり軽減・免除されました。

#### 【配当】

租税条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する限度税率は、配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、10%とされました。

なお、一方の締約国の居住者である法人が支払い、他方の締約国の居住者である個人以外のものが受益者である配当に対しては、源泉地国において免税となります。

(注) 「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係るものを除きます。）から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいいます。

	我が国の所得税法	条 約
配 当	20%	免税（個人以外受取）
		10%（その他）

## 【利子】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する限度税率は、利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、10%とされました。

なお、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者である個人以外のものが受益者である利子（いわゆる利益連動型の利子を除きます。）に対しては、源泉地国において免税となります。

- (注) 1 「利子」とは、担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わず、全ての種類の信用に係る債権から生ずる所得をいいます。特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含みます。）及び他の所得でその所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいいます。また、支払の遅延に対して課される損害金は「利子」には該当しないこととされています。
- (注) 2 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の基因となった債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その利子がその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その利子は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。
- (注) 3 「利益連動型の利子」とは、利子の額が次のものを基礎として算定される利子をいいます。
- ① 債務者又はその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入
  - ② 債務者又はその関係者の有する資産の価値の変動
  - ③ 債務者又はその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金

	我が国の所得税法	条 約
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	免税（個人以外受取）
		10%（その他）

## 【使用料】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、源泉地国において免税とされました。

- (注) 「使用料」とは、①文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用又は使用の権利の対価として受領される全ての種類の支払金、②産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。

	我が国の所得税法	条 約
使 用 料	20%	免税

## 【適用手続について】

ラトビア共和国の居住者が支払を受ける配当、利子、使用料について租税条約の適用を受ける場合には、平成30年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書（免税とされる場合は、特典条項に関する付表（添付書類を含みます。）を添付する必要があります。）を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

**2 源泉地国において租税が免除される一定の所得につき、租税条約の特典を受けるためには、租税条約の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。**

租税条約では、配当、利子及び使用料に対する源泉地国免税を導入したことから、第三国の居住者が形式的に相手国の居住者となることにより租税条約の特典を濫用する可能性が増大することが予想されます。このため、そのような租税条約の濫用を防止するため、源泉地国免税となる配当、利子又は使用料（以下「特典条項対象所得」といいます。）について租税条約の特典を受けるためには、受益者は相手国の居住者である

とともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

- ① 一方の締約国の居住者であって、他方の締約国において特典条項対象所得を取得するものは、(a)個人、(b)相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は日本銀行若しくはラトビア銀行、(c)一定の公同法人、(d)年金基金（特典の申請が行われる課税年度の開始の時ににおいてその受益者、構成員又は参加者の50%以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限り、(e)その一方の締約国の法令に基づいて設立された者であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（その一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限り、(f)一定の個人以外の者、のいずれかの「適格者」に該当し、かつ、特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たす場合に限り、その特典条項対象所得に関して租税条約の特典を受けることができます（適格者基準）。

(注) 年金基金とは、次の(i)から(iii)までの要件を満たす者をいいます。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(ii) 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。

(iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得について、その一方の締約国において租税を免除されること。

- ② 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者であっても、次の(a)又は(b)の場合には、他方の締約国において取得する特典条項対象所得について特典を受けることができます（派生的受益基準）。

(a) 年金基金については、特典の申請が行われる課税年度の開始の時ににおいて、その年金基金の受益者、構成員又は参加者の75%以上が同等受益者である個人であり、かつ、特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たす場合

(b) 上記(a)以外の場合については、その所得が支払われる日を含む12か月の期間を通じて同等受益者がその居住者の議決権その他の受益に関する持分の75%以上を直接又は間接に所有し、かつ、特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たす場合

(注) 「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの租税条約の特典が申請される所得について、その一方の締約国の法令、この租税条約又は他の国際的な枠組みに基づき、その一方の締約国により認められる特典（この租税条約に基づきその所得について認められる特典と同等であるものに限り、(e)を受ける権利を有する者をいいます。

- ③ 「適格者」に該当しない一方の締約国の居住者であっても、次の(a)から(c)までの要件を満たす場合には、他方の締約国において取得する特典条項対象所得について特典を受けることができます（事業活動基準）。

(a) その一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、その事業には、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）は含まれません。

(b) その所得が、(a)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(c) 特典条項対象所得に関する規定に定める要件を満たすこと。

(注) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国（源泉地国）内において行う事業から所得を取得する場合又は他方の締約国内で事業を行う関連企業からその他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合、その他方の締約国内において行う事業との関係においてその居住者の居住地国における事業が実質的なものである必要があります。事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断されます。

なお、ある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たっては、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなします。一方の者が他方の者の受益に関する持分の50%以上を直接若しくは間接に所有する場合（親子会社等）又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の50%以上を直接若しくは間接に所有する場合（兄弟会社等）には、一方の者と他方の者は、関連するものとされます。

- ④ 一方の締約国の居住者が、適格者に該当せず、かつ、派生的受益基準又は事業活動基準の規定により特典条項対象所得について特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国（源泉地国）の権限のある当局が、その居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定したときは、特典条項対象所得について租税条約の特典を受けることができます（権限のある当局による認定）。

### 3 匿名組合契約に関する規定が設けられました。

租税条約では、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、その所得及び収益が生ずる締約国の法令に従って租税を課することができることとされました。

### 4 租税条約は、源泉所得税について、平成 30 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

租税条約は、我が国の源泉所得税について、**平成 30 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 30 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 30 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

---

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。



この社会あなたの税がいきている